

資料 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下で	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同 上
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

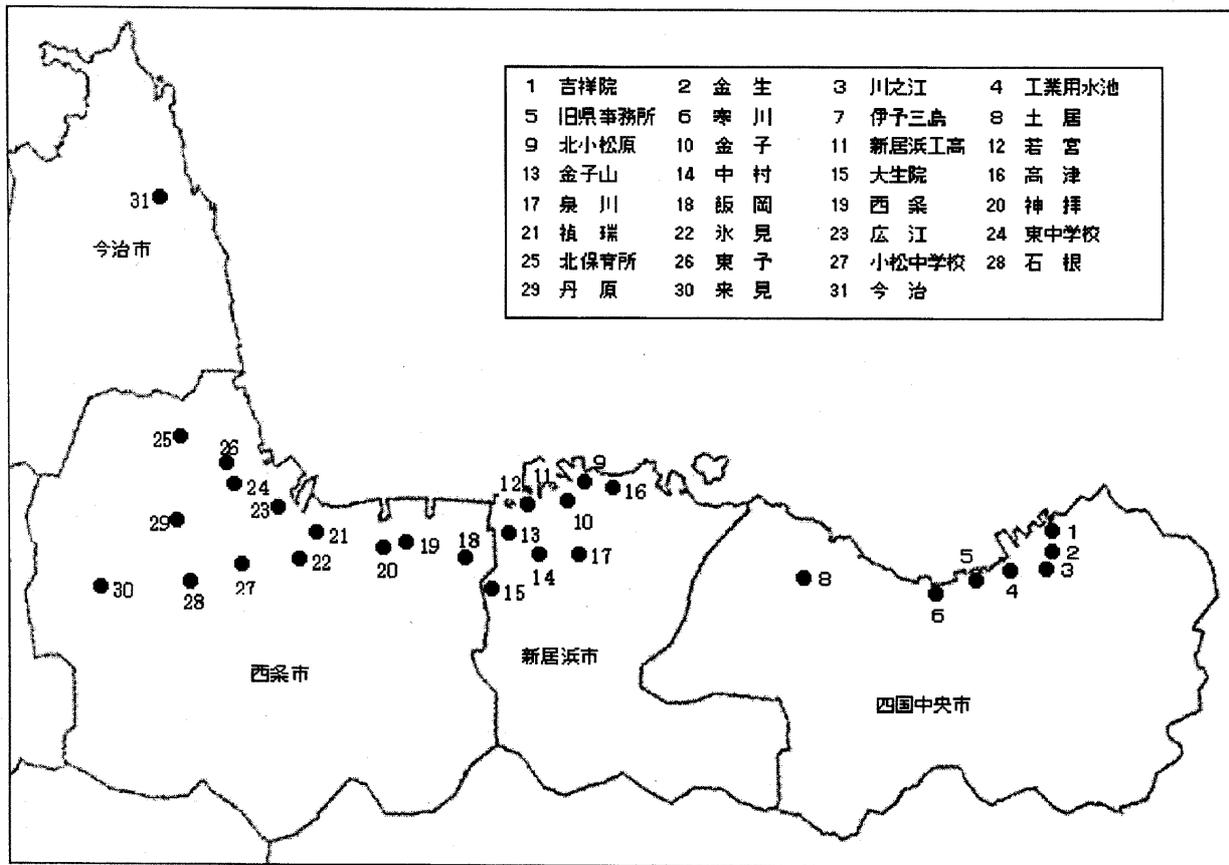
資料 2 - 3 環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考	1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の 2 %除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から 2 %の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の 2 %に当たる 7 日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から 8 番目の値となる。）	

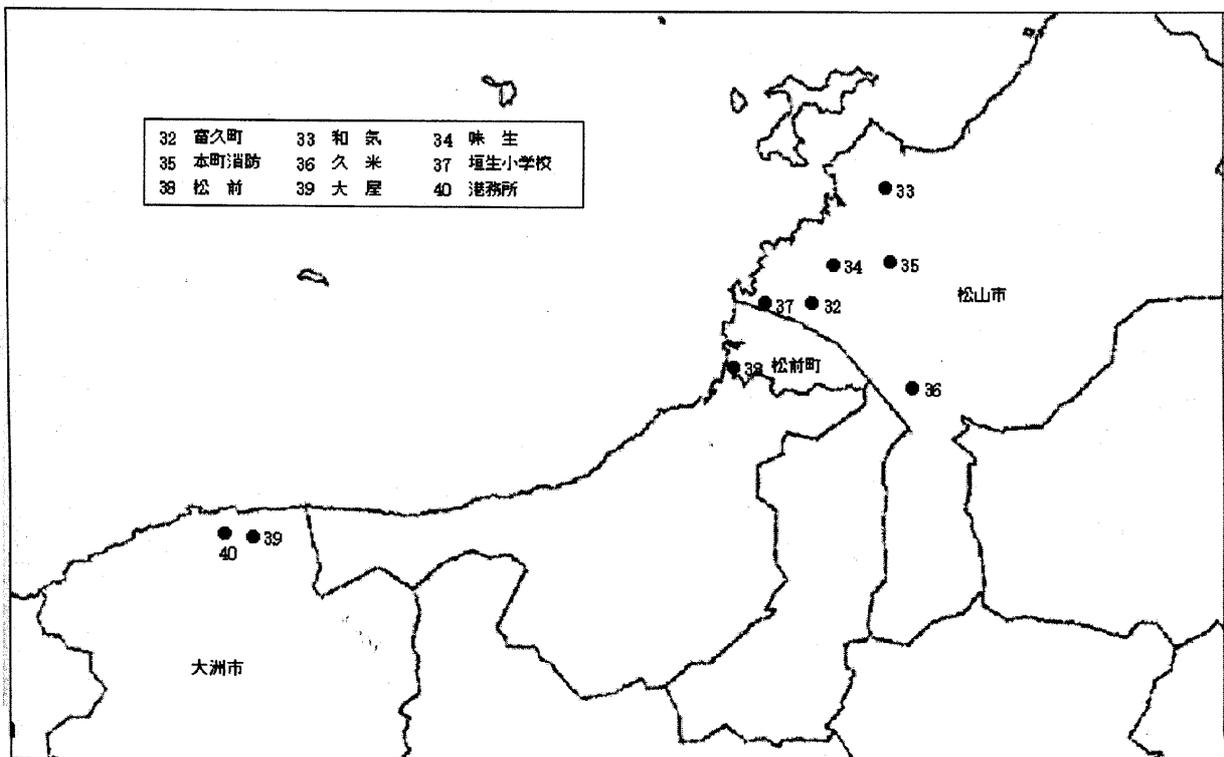
物 質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1 時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	
備考	二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。）	

資料 2-4 大気汚染常時監視測定局配置図

【東予地域】



【中予地域】



資料 2 - 5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町名	番号	局名	項目数	SO ₂	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	OX	THC	CH ₄	NMHC	CO	TM	
四国中央市	1	吉祥院	4																	
	2	金生	4																	
	3	川之江	11																	
	4	工業用水池	4																	
	5	旧県事務所	4																	
	6	寒川	4																	
	7	伊予三島	9																	
	8	土居	4																	
新居浜市	9	北小松原	4																	
	10	金子	14																	
	11	新居浜工高	4																	
	12	若宮	4																	
	13	金子山	1																	
	14	中村	11																	
	15	大生院	4																	
	16	高津	8																	
西条市	17	泉川	8																	
	18	飯岡	4																	
	19	西条	11																	
	20	神拝	4																	
	21	禎瑞	4																	
	22	氷見	4																	
	23	広江	4																	
	24	東中学校	4																	
	25	北保育所	4																	
	26	東予	11																	
	27	小松中学校	4																	
	今治市	28	石根	4																
29		丹原	4																	
30		来見	4																	
31		今治	3																	
松山市	32	富久町	10																	
	33	和気	6																	
	34	味生	6																	
	35	本町消防	1																	
	36	久米	11																	
	37	垣生小学校	11																	
松前町	38	松前	4																	
大洲市	39	大屋	4																	
	40	港務所	4																	
合 計			228	35	34	38	38	2	1	1	1	13	13	11	11	11	11	8	36	

SO₂ : 二酸化硫黄 WV : 風速 SS : 日射量 NO₂ : 二酸化窒素 CH₄ : メタン TM : テレメータ
 SPM : 浮遊粒子状物質 T : 温度 AP : 気圧 OX : 光化学オキシダント NMHC : 非メタン炭化水素
 WD : 風向 H : 湿度 NO : 一酸化窒素 THC : 総炭化水素 CO : 一酸化炭素

○ : 県設置
 □ : 市町設置

資料 2 - 6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成16年度)

市町名	道路名	測定結果(単位: ppm)	
		1時間値の最低値~最高値	日平均値
四国中央市	県道川之江大豊線	0.3~2.6	1.1
四国中央市	国道11号	0.4~1.7	0.7
新居浜市	"	0.5~2.8	1.1
西条市	"	0.3~0.8	0.5
西条市	県道壬生川丹原町線	0.3~1.5	0.6
今治市	国道196号	0.3~0.8	0.5
松山市	県道湯山北条線	0.3~1.3	0.6
砥部町	国道33号	0.3~1.5	0.8
伊予市	国道56号	0.3~1.2	0.6
大洲市	"	0.3~5.1	1.4
八幡浜市	国道197号	0.2~1.3	0.6
宇和島市	国道56号	0.4~1.4	0.7

資料 2 - 7 一酸化炭素測定結果

(平成16年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
四国中央市	川之江	未	363	8663	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	0.6		0
	伊予三島	住	361	8663	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.8	0.7		0
新居浜市	中村	未	364	8647	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.3	0.9	0.8		0
西条市	西条	住	356	8485	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.9	0.8	0.7		0
	東予	住	365	8666	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.7	0.6		0
松山市	本町消防	商	356	8496	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8.0	1.6	1.4		0
	久米	商	359	8612	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.6	1.0	0.9		0
	垣生小学校	準工	360	8654	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	0.7		0

資料 2 - 8 降下ばいじん測定結果

(平成16年度)

市名	測定地点	用途地域	年平均値 (トン/km ² /月)
四国中央市	上分小学校	未	3.4
	金生公民館	住	3.0
	浜田公会堂	工	4.0
	金 沢	未	3.4
	妻 鳥	住	3.7
	旧県事務所	住	3.1
	松柏小学校	住	3.1
	工業用水池	住	3.5
	乾公園	準工	3.5
新居浜市	金子小学校	住	3.2
	惣開公民館	住	3.8
	瀬戸会館	住	3.5
西条市	神 拝	住	3.1
今治市	今治地方局	商	2.9
	常磐小学校	住	4.4
	枝堀児童館	住	6.2
松山市	富久町	未	3.1
	和 気	未	2.9
	味 生	住	2.9

資料 2 - 9 有害大気汚染物質調査結果

(平成16年度)

物質名	単位	測定結果		環境基準値 (年平均値)	
		新居浜市	宇和島市		
ベンゼン	μg / m ³	1.8	0.9	3	
トリクロロエチレン		0.002	0.015	200	
テトラクロロエチレン		0.065	0.032	200	
ジクロロメタン		0.36	0.20	150	
クロロホルム		0.13	0.1	/	
1,2-ジクロロエタン		0.06	0.01		
アクリロニトリル		0.018	0.0080	2 (指針値)	
塩化ビニルモノマー		0.22	0.028	10 (指針値)	
1,3-ブタジエン		0.17	0.075	/	
ホルムアルデヒド		2.1	1.8		
アセトアルデヒド		1.7	1.4		
ニッケル化合物		ng / m ³	7	2.7	25 (指針値)
ベリリウム及びその化合物			0.022	0.027	/
マンガン及びその化合物			24	14	
クロム及びその化合物	2.8		1.6		
ヒ素及びその化合物	4.7		1.7		
水銀及びその化合物	2.5		1.9	40 (指針値)	
ベンゾ[a]ピレン	0.47		0.22	/	

資料 2 - 10 大気環境中重金属調査結果

(単位：ng/m³)

調査地点	調査月	ニッケル化合物	ベリリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物
四国中央市(上分小学校)	8, 12	7.0~8.1	<0.10	20~24	<4.0	4.1~4.5	16~25	1.5~2.4
新居浜市(新浜保健所)	毎月	<4.0~13	<0.10	4.0~44	<4.0~4.8	1.2~8.2	<6.2~72	<0.52~5.6
西条市(新居宇摩農業協同組合)	8,10,11, 12,1,2,3	5.1~21	<0.10~<0.11	6.4~68	<4.0~8.9	1.0~16	7.3~110	<0.52~14
西条市(西条市児童公園)	10,11,12, 1,2,3	<4.0~17	<0.10	5.0~75	<4.0~13	0.90~17	<6.2~82	<0.52~12
松山市(県生活保健ビル)	8, 12	6.5~11	<0.10	24~35	5.3~6.4	2.8~3.8	30~33	1.2
宇和島市(県宇和島地方局)	毎月	<4.0~5.5	<0.10	2.4~43	<4.0~4.9	<0.20~4.4	<6.2~46	<0.52~1.6

注 調査結果は最小値~最大値。

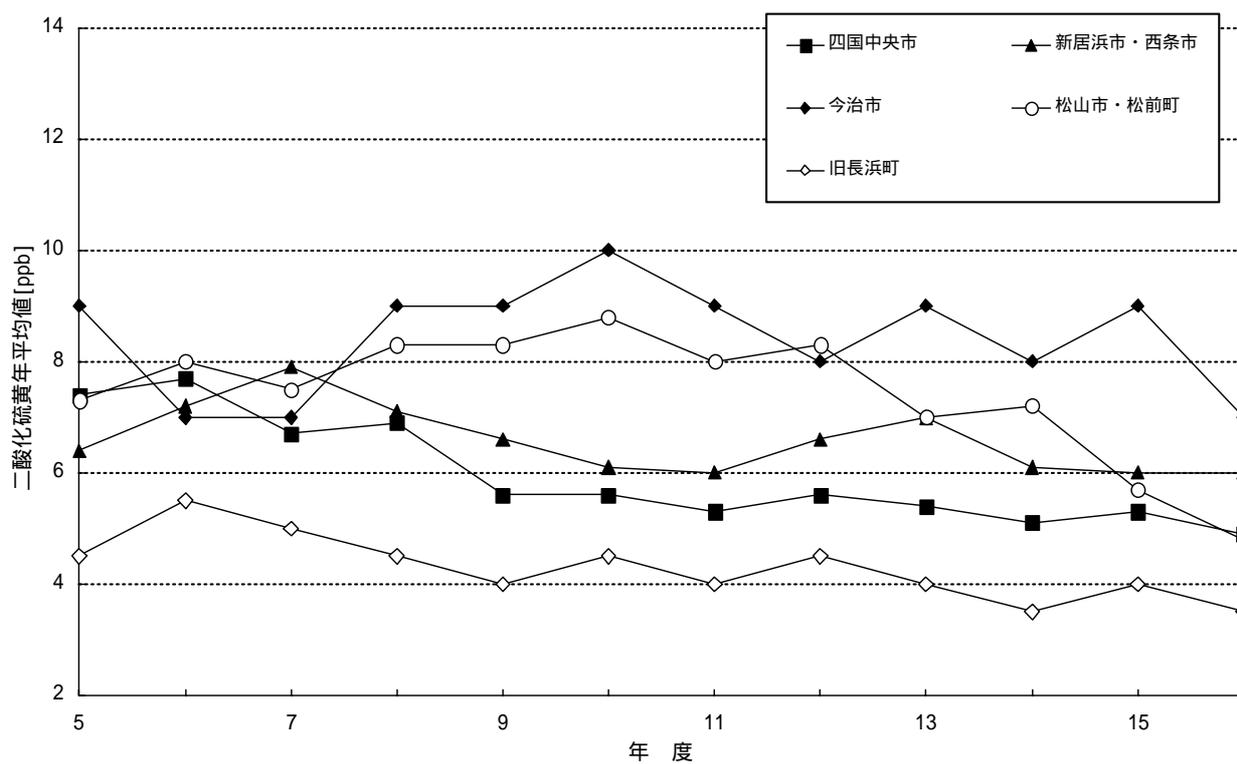
資料 2 - 11 二酸化硫黄測定結果

(平成16年度)

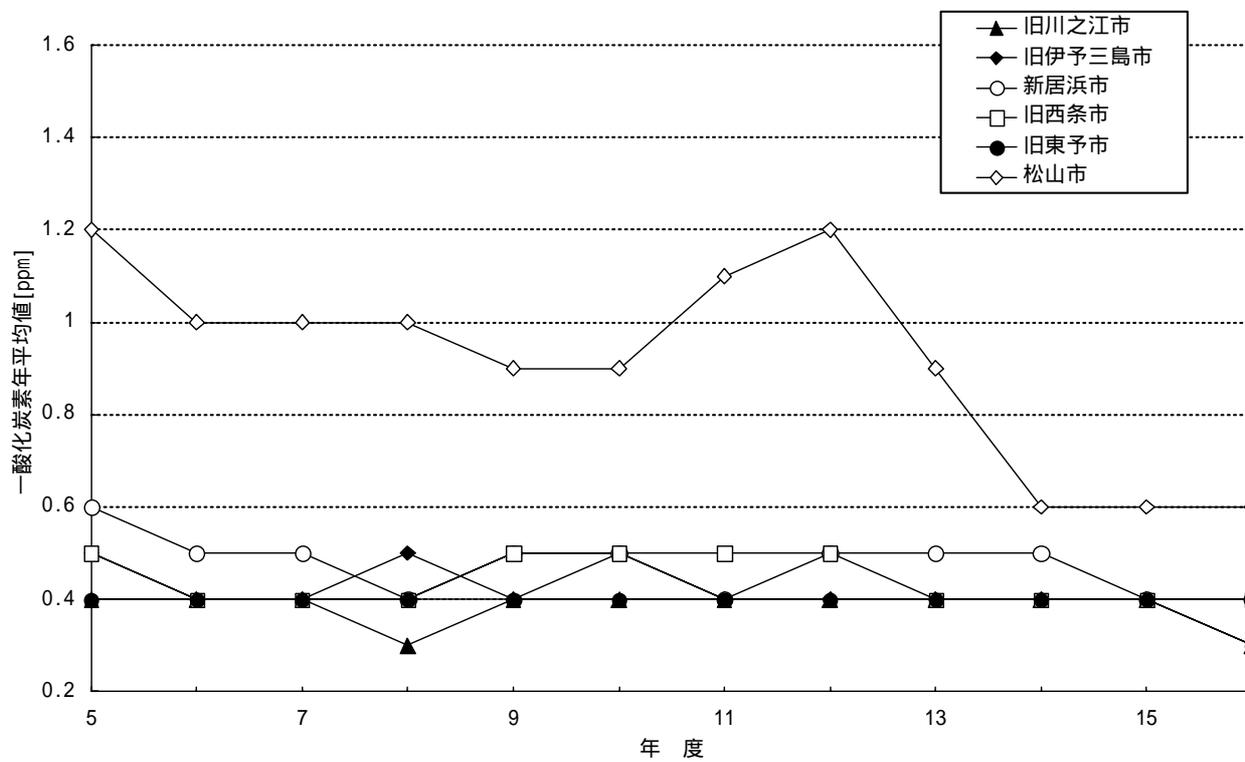
市町名	測定局	令別表 第3の 区分	用途 地域	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無)	(日)
四国中央市	吉祥院	86	商	364	8723	0.005	0	0.0	0	0.0	0.031	0.015	0.010		0
	金生	86	住	362	8703	0.009	0	0.0	0	0.0	0.061	0.023	0.022		0
	川之江	86	未	358	8612	0.006	0	0.0	0	0.0	0.059	0.016	0.011		0
	工業用水池	86	住	365	8686	0.004	0	0.0	0	0.0	0.030	0.011	0.008		0
	旧県事務所	86	住	364	8723	0.004	0	0.0	0	0.0	0.023	0.013	0.010		0
	寒川	86	未	360	8611	0.002	0	0.0	0	0.0	0.035	0.008	0.007		0
	土居	100	未	364	8713	0.004	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	0.009		0
新居浜市	北小松原	85	住	365	8725	0.007	0	0.0	0	0.0	0.044	0.019	0.014		0
	金子	85	住	365	8722	0.007	0	0.0	0	0.0	0.056	0.017	0.013		0
	新居浜工高	85	住	365	8725	0.009	0	0.0	0	0.0	0.090	0.021	0.017		0
	若宮	85	住	364	8719	0.009	0	0.0	0	0.0	0.082	0.022	0.020		0
	中村	85	未	365	8673	0.004	0	0.0	0	0.0	0.068	0.017	0.013		0
	大生院	85	未	365	8728	0.006	1	0.0	0	0.0	0.108	0.025	0.018		0
	飯岡	85	未	365	8725	0.007	0	0.0	0	0.0	0.094	0.028	0.020		0
西条市	西条	85	住	364	8720	0.006	0	0.0	0	0.0	0.068	0.018	0.015		0
	神拝	85	住	365	8726	0.007	0	0.0	0	0.0	0.057	0.018	0.016		0
	禎瑞	85	未	359	8653	0.006	0	0.0	0	0.0	0.030	0.014	0.012		0
	氷見	85	住	365	8727	0.007	0	0.0	0	0.0	0.040	0.016	0.013		0
	広江	87	未	365	8739	0.003	0	0.0	0	0.0	0.047	0.012	0.008		0
	東中学校	87	未	365	8744	0.004	0	0.0	0	0.0	0.045	0.016	0.010		0
	北保育所	87	未	365	8720	0.006	0	0.0	0	0.0	0.056	0.015	0.012		0
	東予	87	住	365	8740	0.006	0	0.0	0	0.0	0.050	0.016	0.012		0
	小松中学校	87	住	365	8724	0.004	0	0.0	0	0.0	0.033	0.014	0.01		0
	石根	87	未	363	8712	0.005	0	0.0	0	0.0	0.030	0.012	0.01		0
	丹原	100	未	365	8722	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	0.012		0
	来見	100	未	365	8711	0.006	0	0.0	0	0.0	0.090	0.014	0.012		0
	今治市	今治	84-2	住	359	8521	0.007	0	0.0	0	0.0	0.052	0.021	0.016	
松山市	富久町	84	未	354	8525	0.004	0	0.0	0	0.0	0.063	0.018	0.012		0
	和気	84	未	157	3765	0.003	0	0.0	0	0.0	0.031	0.008	0.007		0
	味生	84	住	326	7863	0.006	0	0.0	0	0.0	0.093	0.024	0.019		0
	久米	84	商	343	8420	0.002	0	0.0	0	0.0	0.028	0.009	0.006		0
	垣生小学校	84	準工	360	8602	0.007	5	0.1	0	0.0	0.123	0.028	0.017		0
松前町	松前	84	未	365	8720	0.007	0	0.0	0	0.0	0.089	0.016	0.013		0
大洲市	大屋	100	未	361	8717	0.003	0	0.0	0	0.0	0.100	0.010	0.007		0
	港務所	100	未	333	7984	0.004	0	0.0	0	0.0	0.051	0.011	0.009		0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 12 地域別二酸化硫黄濃度経年変化（年平均値） [ppb]



資料 2 - 13 地域別一酸化炭素濃度経年変化（年平均値） [ppb]



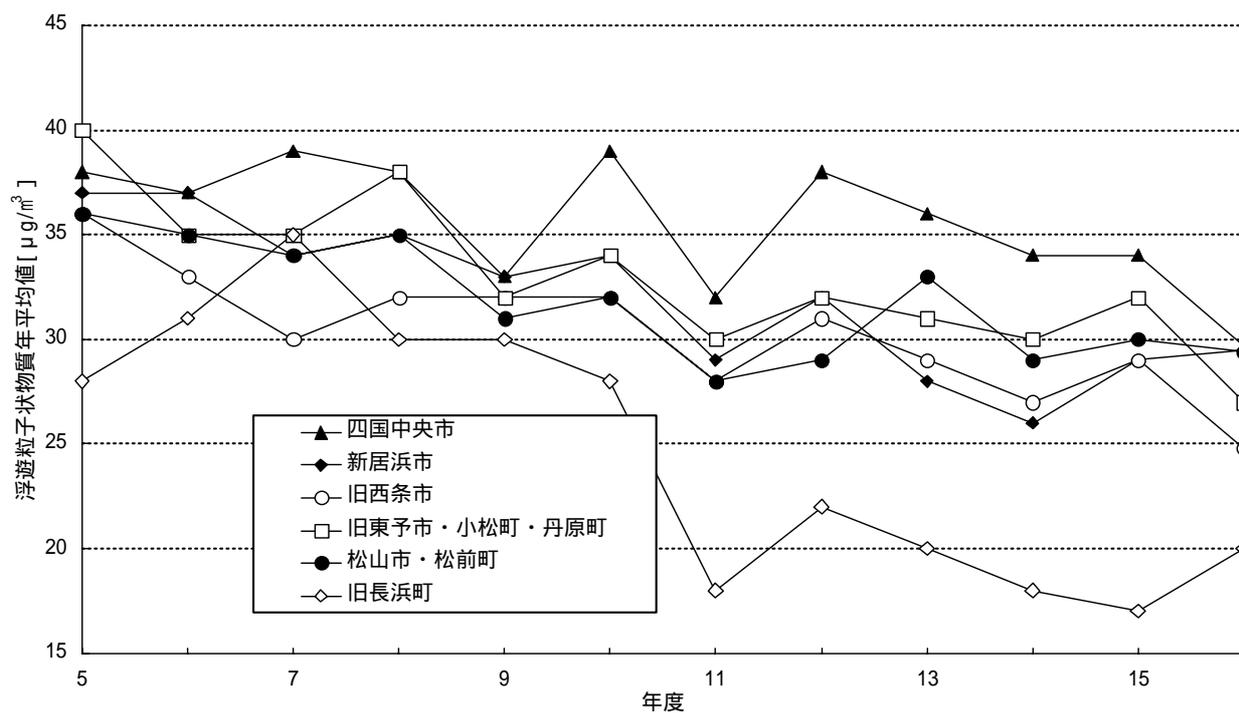
資料 2 - 14 浮遊粒子状物質測定結果

(平成16年度)

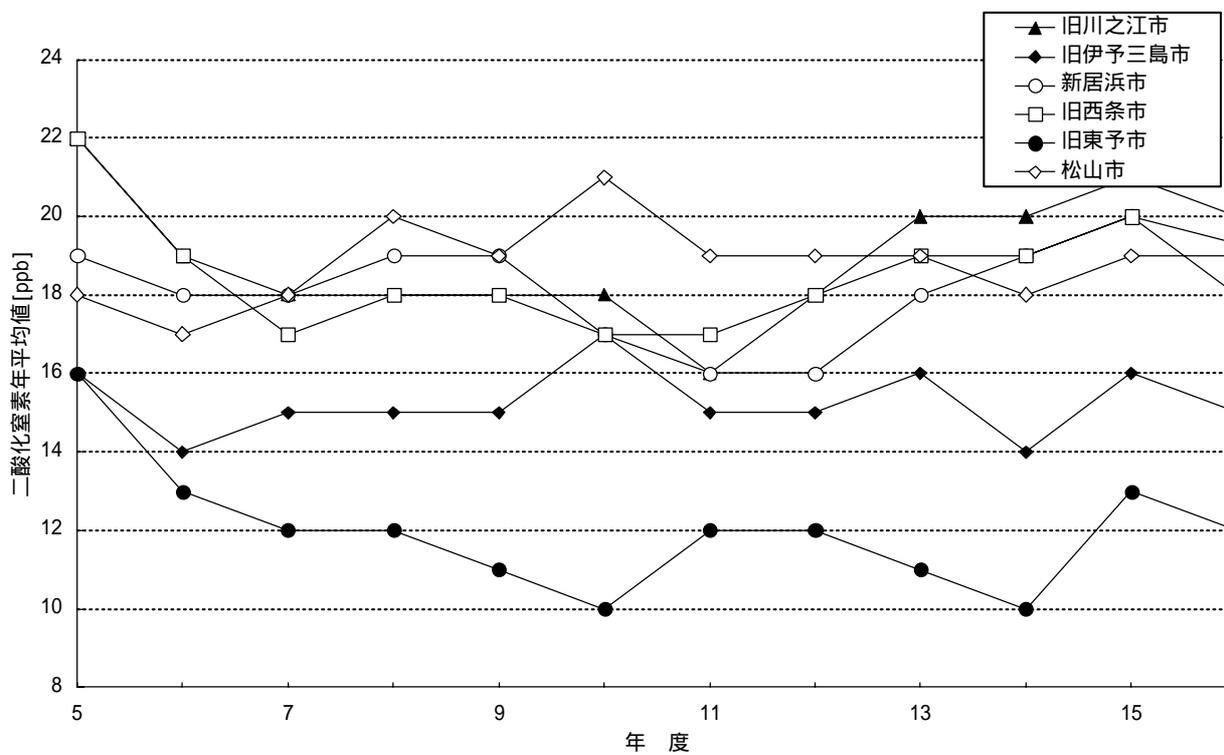
市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有・無)	(日)
四国中央市	吉祥院	商	364	8712	0.023	0	0.0	0	0.0	0.137	0.081	0.059	○	0
	金生	住	355	8558	0.032	0	0.0	1	0.3	0.188	0.108	0.074	○	0
	川之江	未	352	8520	0.035	0	0.0	1	0.3	0.184	0.101	0.078	○	0
	工業用水池	住	365	8740	0.032	0	0.0	0	0.0	0.177	0.093	0.075	○	0
	旧県事務所	住	365	8727	0.033	0	0.0	0	0.0	0.178	0.099	0.080	○	0
	寒川	未	361	8648	0.028	8	0.1	0	0.0	0.343	0.090	0.069	○	0
	土居	未	362	8693	0.025	0	0.0	0	0.0	0.196	0.073	0.064	○	0
新居浜市	北小松原	住	365	8725	0.028	0	0.0	0	0.0	0.161	0.077	0.065	○	0
	金子	住	365	8722	0.037	0	0.0	0	0.0	0.170	0.090	0.079	○	0
	新居浜工高	住	365	8722	0.025	0	0.0	0	0.0	0.133	0.075	0.060	○	0
	若宮	住	364	8719	0.036	0	0.0	0	0.0	0.184	0.082	0.076	○	0
	中村	未	360	8660	0.029	0	0.0	0	0.0	0.162	0.080	0.071	○	0
	大生院	未	365	8728	0.022	0	0.0	0	0.0	0.141	0.066	0.056	○	0
西条市	飯岡	未	365	8721	0.025	0	0.0	0	0.0	0.187	0.086	0.063	○	0
	西条	住	364	8716	0.023	0	0.0	0	0.0	0.169	0.066	0.058	○	0
	神拝	住	365	8722	0.019	0	0.0	0	0.0	0.106	0.062	0.049	○	0
	禎瑞	未	351	8459	0.034	1	0.0	0	0.0	0.239	0.095	0.075	○	0
	氷見	住	361	8650	0.023	0	0.0	0	0.0	0.164	0.072	0.063	○	0
	広江	未	358	8602	0.037	5	0.1	1	0.3	0.605	0.105	0.085	○	0
	東中学校	未	353	8513	0.022	12	0.1	0	0.0	0.512	0.090	0.052	○	0
	北保育所	未	365	8717	0.025	0	0.0	0	0.0	0.150	0.079	0.061	○	0
	東予	住	365	8747	0.031	3	0.0	0	0.0	0.352	0.087	0.073	○	0
	小松中学校	住	349	8413	0.017	0	0.0	0	0.0	0.191	0.047	0.035	○	0
	石根	未	363	8709	0.027	0	0.0	0	0.0	0.171	0.072	0.064	○	0
	丹原	未	365	8713	0.032	0	0.0	0	0.0	0.172	0.087	0.076	○	0
	来見	未	361	8646	0.025	2	0.0	0	0.0	0.230	0.086	0.061	○	0
	松山市	富久町	未	360	8630	0.027	4	0.0	0	0.0	0.221	0.085	0.063	○
和気		未	350	8317	0.035	2	0.0	0	0.0	0.247	0.090	0.071	○	0
味生		住	345	8297	0.036	0	0.0	0	0.0	0.165	0.092	0.070	○	0
久米		商	363	8676	0.020	0	0.0	0	0.0	0.104	0.054	0.046	○	0
垣生小学校		準工	364	8705	0.029	2	0.0	0	0.0	0.352	0.078	0.066	○	0
松前町	松前	未	365	8709	0.035	1	0.0	0	0.0	0.230	0.080	0.067	○	0
大洲市	大屋	未	347	8436	0.021	5	0.1	0	0.0	0.349	0.085	0.051	○	0
	港務所	未	273	6533	0.019	0	0.0	0	0.0	0.097	0.060	0.045	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/殖を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/殖を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 15 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化 (年平均値) [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]



資料 2 - 16 地域別二酸化窒素濃度経年変化 (年平均値) [ppb]



資料 2 - 17 窒素酸化物測定結果

(平成16年度)

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO _x)									
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm、0.06ppmの日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ /NO _x
												(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)								
四国中央市	川之江	未	364	8717	0.008	0.154	0.024	364	8717	0.020	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0	364	8717	0.028	0.199	0.060	71.6
	伊予三島	住	361	8647	0.006	0.166	0.025	361	8647	0.015	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0	361	8647	0.021	0.198	0.058	71.4
新居浜市	金子	住	365	8727	0.007	0.130	0.029	365	8727	0.020	0.102	0	0.0	1	0.0	0	0.0	4	1.1	0.037	0	365	8727	0.027	0.185	0.064	74.0
	中村	未	365	8729	0.012	0.166	0.040	365	8729	0.019	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.033	0	365	8729	0.031	0.209	0.074	60.5
	高津	未	361	8644	0.006	0.200	0.029	361	8644	0.018	0.098	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.036	0	361	8644	0.024	0.251	0.062	74.8
	泉川	住	361	8672	0.008	0.154	0.031	361	8672	0.020	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.037	0	361	8672	0.028	0.191	0.067	70.7
西条市	西条	住	364	8719	0.007	0.125	0.028	364	8719	0.018	0.098	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.035	0	364	8719	0.026	0.186	0.061	71.9
	東予	住	364	8663	0.004	0.115	0.016	364	8663	0.012	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	364	8663	0.016	0.175	0.039	73.2
松山市	富久町	未	349	8443	0.004	0.135	0.018	349	8443	0.016	0.113	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	349	8443	0.020	0.206	0.046	80.5
	和気	未	355	8591	0.005	0.148	0.021	355	8591	0.017	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0	355	8591	0.021	0.207	0.047	77.3
	味生	住	351	8362	0.004	0.120	0.015	351	8362	0.012	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	351	8362	0.016	0.154	0.038	76.8
	久米	商	112	2819	0.012	0.147	0.032	112	2819	0.034	0.102	0	0.0	2	0.1	1	0.9	26	23.2	0.055	0	112	2819	0.046	0.217	0.079	74.8
	垣生小学校	準工	354	8521	0.005	0.127	0.018	354	8521	0.016	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	354	8521	0.021	0.171	0.048	77.9

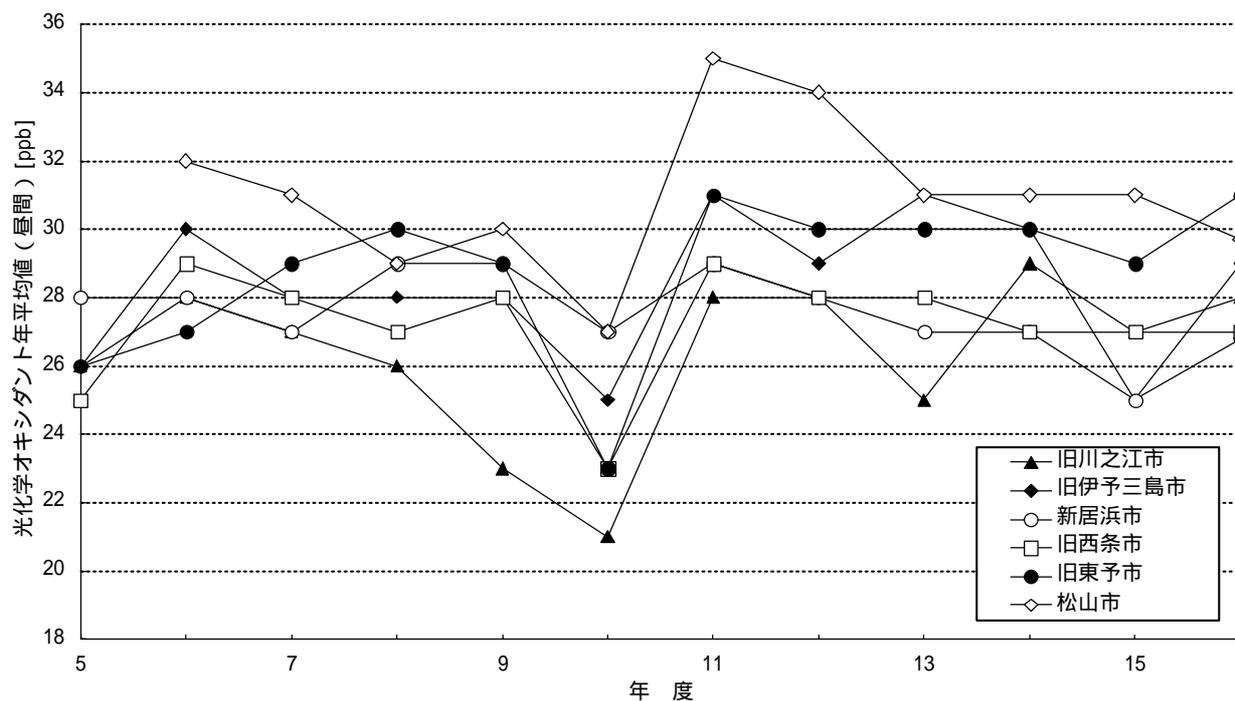
備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料2 - 18 光化学オキシダント測定結果

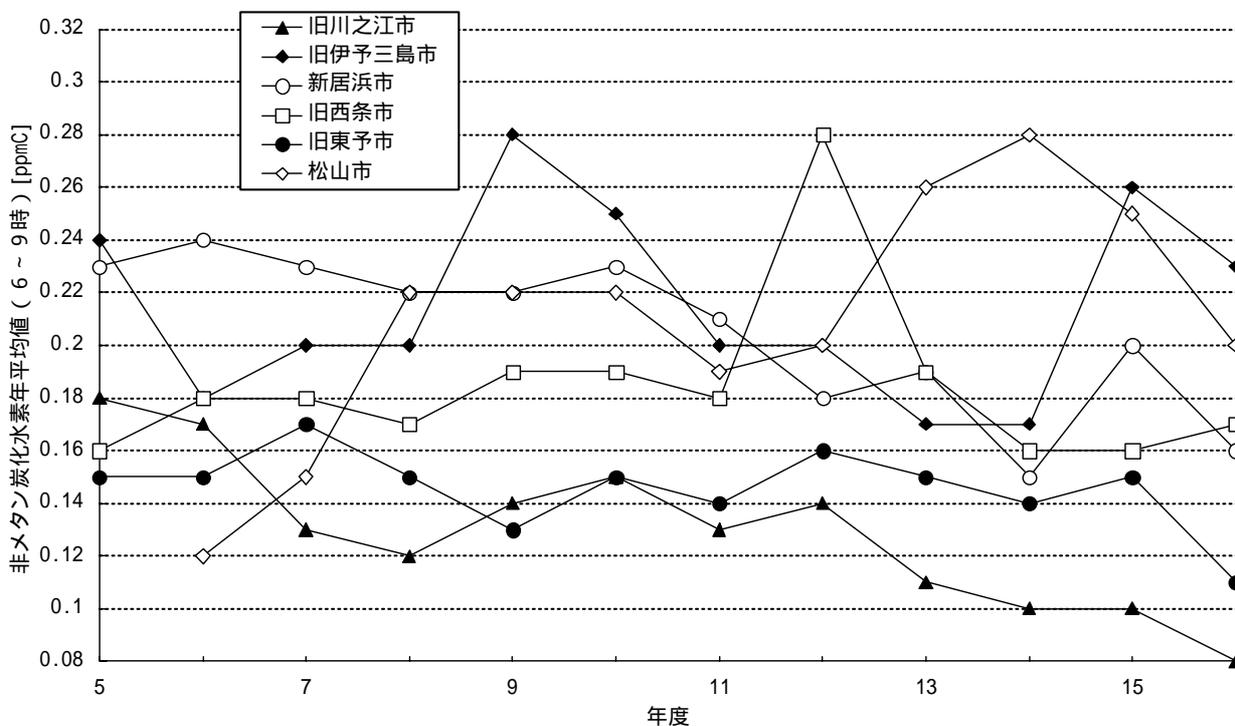
(平成16年度)

市町名	測定局	用途地域	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値	昼間の1 時間値の 年平均値
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
四国中央市	川之江	未	364	5382	73	253	0	0	0.091	0.046	0.028
	伊予三島	住	360	5309	73	280	0	0	0.105	0.045	0.029
新居浜市	金子	住	364	5374	47	139	0	0	0.096	0.041	0.026
	中村	未	365	5426	41	132	0	0	0.111	0.041	0.026
	高津	未	364	5418	66	297	0	0	0.100	0.045	0.029
	泉川	住	360	5332	50	208	0	0	0.097	0.040	0.026
西条市	西条	住	364	5359	45	153	0	0	0.087	0.041	0.027
	東予	住	364	5385	76	341	0	0	0.102	0.047	0.031
松山市	富久町	未	361	5266	75	274	1	1	0.121	0.047	0.031
	久米	商	352	5128	68	249	0	0	0.113	0.045	0.028
	垣生小学校	準工	365	5377	86	341	0	0	0.119	0.047	0.030

資料 2 - 19 地域別光化学オキシダント濃度経年変化 (年平均値(昼間)) [ppb]



資料 2 - 20 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化 (年平均値(6~9時)) [ppmC]



資料 2 - 21 光化学スモッグ注意報の発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成 2 年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0.137
		川之江市	16:00~19:00	0.131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0.120
		東予市	17:00~18:00	0.128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0.121
平成 5 年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0.141
平成 6 年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0.120
		新居浜市	17:00~19:00	0.121
平成 9 年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0.127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0.134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0.128
平成 10 年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0.137
平成 11 年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0.128
平成 15 年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成 16 年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0.121

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2 - 22 非メタン炭化水素測定結果

(平成16年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8628	0.08	0.08	362	0.29	0.01	5	1.4	0	0.0
	伊予三島	住	8311	0.23	0.25	344	0.73	0.01	231	67.2	110	32.0
新居浜市	金子	住	8686	0.23	0.28	360	0.95	0.01	241	66.9	117	32.5
	中村	未	8560	0.17	0.22	359	0.69	0.05	183	51.0	53	14.8
	高津	未	5446	0.09	0.11	229	0.50	0.00	10	4.4	6	2.6
	泉川	住	7102	0.13	0.16	298	0.89	0.03	69	23.2	19	6.4
西条市	西条	住	8186	0.17	0.18	343	0.43	0.05	93	27.1	13	3.8
	東予	住	8612	0.11	0.13	362	0.37	0.04	27	7.5	2	0.6
松山市	富久町	未	8264	0.16	0.17	350	0.50	0.02	101	28.9	17	4.9
	久米	商	8508	0.24	0.27	359	0.77	0.05	263	73.3	95	26.5
	垣生小学校	準工	6971	0.21	0.25	295	0.68	0.08	189	64.1	58	19.7

資料 2 - 23 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基 準	特別 排出 基準	基準 設定 方式	上乘せ	横だし すそ のばし	総量 規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K 値	無	有	有	有
		総量規制（指定地域）						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有
	特定有害物質	未指定			無		無	無
	特定物質	事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無
		排出等作業の基準			無			無
	指定物質	全国一律	無	濃度	無			無

資料 2 - 24 大気汚染防止法による排出基準

硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市	新居浜市 西条市	東予市 小松町	今治市	松山市 松前町	その他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市及び西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (g / Nm ³)
ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排ガス量が20万Nm ³ / h 以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ / h 以上 20万Nm ³ / h 未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ / h 以上 4万Nm ³ / h 未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ / h 未満	0.30

窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの）	排ガス量が50万Nm ³ / h 以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ / h 以上 50万Nm ³ / h 未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ / h 未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料 2 - 25 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防 止法第2条 第1項第3 号に規定す る物質	許容限度(単位 温度が零度であ って、圧力が1 気圧の状態に換 算した排出ガス 1立方メートル につきミリグラ ム)
		種 類	規 模		
1	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。)及び新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩素	20
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		
2	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。)及び新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩化水素	50
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供す	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であ		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		

3	新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1番地から123番地までの区域を除く。)、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榎木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。)並びに丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。)に限る。)の区域	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほこびカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1番地から123番地までの区域を除く。)、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榎木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。)並びに丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。)に限る。)の区域	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上	弗素、弗化水素及び弗化珪素	8.0
		燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸)	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上		
		弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。		
		トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり	弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0
		アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口か	電流容量が30キロアンペア以上であること。		

資料 2 - 26 ばい煙発生施設市町別届出数

(平成16年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名 市町村名	大気汚染防止法														県公害防止条例							計															
	施設数														施設数							小計	事業所数	施設数	事業所数												
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	19	24	27	29	30	1	2	3	5及び6	7																	
	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ボイラー	バルブ漂白蒸解施設	アルミ溶解炉					スレーション系施設等 ステイプルファイバー	石油脱硫施設										
四国中央市	251	30					5	1	17				6	6	26	26	306	62	140	52	10	11			21	8	327	62	148	52							
新居浜市	105	7		5	11	11	9	1	4	13	22	2	3	6		3	2	2	64	64	261	73	80	34	10	5	271	73	85	34							
西条市	176	7	1	1	14	20		1	8	2	4			1		10	10	61	48	298	66	108	30	23	1	24	12	322	66	120	30						
今治市	166	3				9	16	7	2	6	4	11			3	3	68	55	292	61	131	35	18	1	2	21	11	313	61	142	35						
上島町	9											2			1					12	0	6	0			0		12	0	6	0						
東温市	35								2	2	4				2	2	30	30	75	32	35	12	2			2	1	77	32	36	12						
久万高原町	9								2		3				3	3			17	3	16	3	6			6	2	23	3	18	3						
伊予市	34										4				4	4	18	18	60	22	28	13	7			7	3	67	22	31	13						
松前町	34	3	1				1		3	3	1						8	4	51	7	23	5	4			4	2	55	7	25	5						
砥部町	10						1		1	1	1						5	4	18	4	13	4	9			9	4	27	4	17	4						
中山町	4								1										5	0	4	0				0	0	5	0	4	0						
双海町	3																3	0	2	0	2	0	2			2	1	5	0	3	0						
内子町	23			2						1	4				4	4	34	4	21	4	7	4	7			7	4	41	4	25	4						
大洲市	83								7		4				1	1	17	17	112	18	55	18	25			25	9	137	18	64	18						
八幡浜市	38										4				2	2	15	10	59	12	27	7	4			4	2	63	12	29	7						
伊方町	6	4													2	2	7	7	15	13	5	3	2			2	1	17	13	6	3						
瀬戸町	5																5	0	1	0	2					2	1	7	0	2	0						
三崎町																	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0						
西予市	48								7		2				1	1	9	9	67	10	34	4	4			4	2	71	10	36	4						
宇和島市	45								4	1	3				2	2	19	18	74	20	45	15	2			2	1	76	20	46	15						
吉田町	20										1				1	1	1	1	23	2	13	2				0		23	2	13	2						
三間町	12										1						13	0	6	0						0		13	0	6	0						
鬼北町	9										2				2	2			13	2	7	1	2			2	1	15	2	8	1						
松野町	4																4	0	2	0						0		4	0	2	0						
津島町	6										6						3	3	15	3	12	3				0		15	3	12	3						
愛南町	25								1		4						4	4	34	4	14	1	4			4	2	38	4	16	1						
合計	1160	54	2	1	5	27	40	26	14	3	46	27	100	2	3	7	0	3	42	41	359	322	1866	418	828	246	143	11	2	0	2	158	72	2024	418	900	246

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、ガスタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。

資料 2 - 27 一般粉じん発生施設市町別届出数

(平成16年度末現在)

区分 施設名	大気汚染防止法							県公害防止条例						計								
	施設数					小計	事業所数	施設数				小計	事業所数	施設数	事業所数							
	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	パケット コンベア	破碎機 磨砕機	ふるい			鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場											
1,000m ² 以上	巾0.75m 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上	500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m ² 以上														
四国中央市	5	14		10	1	30	0	12	0	2	57	55	6	120	31	150	0	43	0			
新居浜市	32	10	105	9	0	0	10	13	160	19	9	2	0	171	59	0	230	17	390	19	26	2
西条市	18	3	70	14	3	1	15	19	125	18	16	2	10	142	46	0	198	39	323	18	55	2
今治市	31	95		25	19	170	0	27	0	8	129	57		194	59	364	0	86	0			
上島町	1					1	0	1	0	2				2	1	3	0	2	0			
東温市	11	93		38	27	169	0	6	0		153			153	7	322	0	13	0			
久万高原町	5	15		13	6	39	0	3	0	2	44			46	7	85	0	10	0			
伊予市	1	6			2	9	0	2	0	1	8	4		13	5	22	0	7	0			
松前町	5	6		1		12	0	6	0	1	21			22	5	34	0	11	0			
砥部町	3					3	0	2	0		1	1		2	2	5	0	4	0			
中山町	2					2	0	2	0		2			2	1	4	0	3	0			
双海町		1		1		2	0	1	0			1		1	1	3	0	2	0			
内子町	3	13		8	2	26	0	9	0		49	6	1	56	10	82	0	19	0			
大洲市	7	31		18	7	63	0	10	0	8	72	15	2	96	27	159	0	37	0			
八幡浜市	3	16		1		20	0	3	0		8	3		11	6	31	0	9	0			
伊方町						0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0		
瀬戸町						0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0		
三崎町						0	0	0	0		2			2	1	2	0	1	0			
西予市	5	51		14	14	84	0	5	0	2	54	8		64	14	148	0	14	0			
宇和島市	15	25		6	3	50	0	15	0	3	21	6		30	8	80	0	23	0			
吉田町	1					1	0	1	0					0	0	1	0	1	0			
三間町		2				2	0	1	0	2	3		1	6	2	8	0	3	0			
鬼北町	1	4		2		7	0	2	0		19			19	4	26	0	6	0			
松野町	1	8		4	3	16	0	1	0	2	7			9	1	25	0	2	0			
津島町	3					3	0	2	0		9			9	3	12	0	5	0			
愛南町	2	18		5	5	30	0	2	0	1	13			14	6	44	0	8	0			
合計	155	13	573	23	5	1	170	121	1024	37	138	4	44	985	261	10	1299	257	2323	37	390	4

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、パケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

区分	汚 染 物 質 別 発 令 基 準					解除基準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前 日 予 報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予	一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるときとする。
予 報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき	
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値	2.0mg/m ³ 以上 ×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警 報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間	注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大	0.5ppm以上×3時間	3.0mg/m ³ 以上	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
<p>(注) 1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p>						

資料 2 - 29 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市町役場に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第2の(A)の場合 協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告(法第23条第3項) 2. 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。 	同上	<ol style="list-style-type: none"> 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めたものは、地方局、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所又は市町役場に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第4項、条例第26条) 2. その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第4項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第4項) 3. その他については注意報時と同じ。 	